

平成14年4月10日

知的財産戦略会議

座長 阿部博之様

映画・映像ビジネスへの投資循環と新たな作品創造のために
～映画・映像ソフト製作者の要望～（抜粋）

社団法人日本映画製作者連盟
会長 松岡功



社団法人日本映像ソフト協会
会長 稲葉昭典



第2 映画の著作物の保護期間の延長

映画の著作物の保護期間を、現行法の定める「公表後50年間」から、「公表後70年間」に延長して下さるよう、要望します。

- 1 日本映画の黄金期である昭和20年代後半及び30年代の映画の著作物は、その著作権が消滅しようとしています。

例えば、小津安二郎監督の「お茶漬の味」、溝口健二監督「西鶴一代女」（いずれも昭和27年公開）は本年12月31日に、

数々の国際的な映画賞を受賞し、日本映画の至宝ともいうべき小津安二郎監督「東京物語」、溝口健二監督「雨月物語」は、来年12月31日に著作権が消滅します。

これらの映画は、その資産価値が十分残存しています。現在もビデオ発売、劇場でのリバイバル上映、テレビ放映などの商業的利用が盛んに行なわれ、鑑賞の機会が広く提供されているばかりか、DVDなど新たなメディアでの商業的利用はこれから本格化します。

その著作権が消滅するならば、映画製作者にとって重要な経営資源が失われることになり、今後の映画製作の振興と継承に支障をきたします。また、作品がパブリックドメインになると、映画製作者による健全な利用促進が行なわれなくなり、結果として映画の文化的な活用が確保されないことが想定されます。

- 2 現行法では、個人が創作する映画以外の著作物は、「創作時から著作者の死亡時」プラス「著作者の死後50年間」の保護を認められています。これに対して映画の著作物は、「公表後50年間」の保護のみが認められているため、結果として、他の著作物より保護期間が短くなっており、不均衡が生じています。

- 3 映画製作者の重要な経営資源を喪失させず、映画の文化的活用を促進し、他の著作物の保護期間との不均衡を是正するために、映画の著作権の保護期間を「公表後70年間」として下さるよう、要望します。

以上